

# 国民年金保険料学生納付特例(平成31年4月以降)の 申請を4月1日から受け付けます

## ◇国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

### 【所得のめやす】

118万円＋(扶養親族等の数×38万円)

## ◇学生納付特例と老齢基礎年金の関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付期間が10年以上必要です。学生納付特例の承認期間は、この10年以上という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の受給額の計算には含まれません。

## ◇保険料の追納について

学生納付特例の承認期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、2年を超えて納付する場合は、当時の保険料に追納料が加算されます。



## ◇申請について

本年2月上旬までに平成30年度の学生納付特例の承認を受けた方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、4月上旬に日本年金機構からハガキ形式の再申請の用紙が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことにより、平成31年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

新規に申請する場合は、市役所または年金事務所に次の書類をご持参ください。

### 【持参書類】

#### ①学生であることを証明する書類

在学証明書(平成31年4月1日以降に発行されたものの原本)または学生証の写し(有効期間等が裏面にある場合は裏面の写しも必要)

ただし、各種学校については、就業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類(在学証明書等で証明できる場合は不要)をお持ちください。

#### ②基礎年金番号または個人番号が確認できる書類

年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカード、個人番号通知カードのどれか1点をお持ちください。個人番号通知カードを持参される場合は、本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)が必要です。

※代理人が手続きされる場合は、代理人の本人確認書類、印鑑、委任状があわせて必要です。

※会社などを離職して学生になった方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証が必要な場合があります。

## ●問合せ

市民生活課 国保・年金係 Tel.75-4973

うきは市民センター 浮羽市民課 Tel.77-2112